

**平成18年 第2回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録**

平成18年11月17日(金) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 議案第1号 茨城県南水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について

議案第2号 茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第3号 平成17年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について

報告第1号 平成17年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第2号 平成17年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

日程第4. 一般質問

出席議員	議長	15番	貫井	徹	君
		1番	朝比奈	通子	さん
		2番	川田	政文	君
		4番	鈴木	かずみ	さん
		5番	中根	利兵衛	君
		6番	茶谷	巖	君
		7番	長岡	久夫	君
		8番	大塚	弘史	君
		9番	山本	南	さん
		10番	松田	高義	君
		11番	桜井	昭洋	君
		12番	結城	繁	君
		14番	長塚	忠一郎	君

欠席議員		3番	篠山	治夫	君
------	--	----	----	----	---

説明のための出席者

企 業 長	串 田 武 久 君
副 企 業 長	塚 本 光 男 君
副 企 業 長	池 辺 勝 幸 君
事 務 所 長	宮 本 満 君
事 務 次 長	関 口 禎 男 君
会 計 課 長	大 津 良 子 さん
業 務 課 長	野 口 君 子 さん
工 務 課 長	石 田 勝 久 君
管 理 課 長	野 口 勇 君
配 水 課 長	永 井 俊 一 君
監 査 委 員	戸 澤 淳 子 さん

茨城県南水道企業団議会事務局

局 長	山 口 好 正 君
係 長	藤 原 勘 一 君
書 記	山 本 信 之 君
書 記	小 嶋 哲 夫 君

平成18年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- | | |
|-----------|---|
| 議 案 第 1 号 | 茨城県南水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について |
| 議 案 第 2 号 | 茨城県南水道企業団職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議 案 第 3 号 | 平成17年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について |
| 報 告 第 1 号 | 平成17年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 報 告 第 2 号 | 平成17年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書の報告について |

平成 18 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議 員	質 疑 の 要 旨
1 鈴木かずみ	1 第 3 号議案 決算について <ol style="list-style-type: none"> 1. 給水収益が前年比+2,034 万、加入金は+2,380 万の伸びとなっている。内訳と要因について 2. 剰余金 2 億 975 万、合計 163 億円について 3. 管理者としての総括、考え方は“厳しい経営”と判断するのか
2 茶谷 巖	1 議案第 1 号について <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 2 条（1）の設備について <ol style="list-style-type: none"> （1）設備の具体的な例示を 2. 同条（2）の設備の保守点検に関する委託について <ol style="list-style-type: none"> （1）保守について委託の考えはあるか？委託による団の責任と信頼感 は 3. 第 3 条の 5 年以内について <ol style="list-style-type: none"> （1）5 年を遵守するか（長、短について） 4. 第 1 条の趣旨について <ol style="list-style-type: none"> （1）賃貸借や委託によって団の事業運営面に変化はないか？（人材、 資金繰、業務管理） 2 議案第 2 号について <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域手当について <ol style="list-style-type: none"> （1）調整手当から地域手当へと変化とあるがその趣旨は？ （2）「民間の賃金水準」のモデルは？ （3）「物価等を考慮」の根拠は？ （4）上記 2 件の「地域における」ということがらについて

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 大塚 弘史	<p>1 これまでの、加入戸数増加の為の営業努力について。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 直近のデータで、全国の中での茨城県の水道普及率と、茨城県の中の当企業団構成自治体の加入率は※（順位を答えて下さい）。 2. 過去3年間（15・16・17年）の、各年度ごとの新規加入契約戸数の目標と達成戸数。 3. 上記2、の結果をどう認識しているか。※（①大変に満足できる結果である②まま満足できる結果である③不本意な結果である④大変に不本意な結果である）。 <p>2 “結果”として黒字となっている決算の、主要因をどう分析しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 黒字要因は。 <p>3 安定した経営状況（収支のバランスのとれた）を維持継続していく為には大幅な給水戸数増加策が不可欠。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様々な角度からの営業努力が必要であるが、消費者が加入に踏み切るか否かを決める大きなカギ、或いはネックとなるのは加入金である。 2. この際、給水戸数大幅増加の為の投資と考へ、「現行加入金」を見直し、値下げすべきと考へる！
2 朝比奈通子	<p>1 経営検討委員会について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. メンバーは？ 2. 検討内容は？ 3. いつまでにどのような結果を出すのか <p>2 水道事業地域水道ビジョンについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内容は？ 2. いつまでに、どのようにして作成するのか 3. 今後の具体的な基本計画のようなものとなると思うが、目標値などの設定と管理はどうしていくのか <p>3 水道水質について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 過塩素酸イオンは大丈夫か？ 2. おいしい水への取り組みは？
3 鈴木かずみ	<p>1 水道料金値下げ問題について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 料金体系の見直しをはかり、全体として料金値下げの時期にきてい

	<p>ると考えるがどうか。</p> <p>2. 基本料金以下の値下げについて、試算と検討は</p> <p>2 「経営検討委員会」について</p> <p>1. 立ち上げの理由、構成、定期的開催について</p> <p>2. 具体的検討内容について</p> <p>3. 何をどのように見直しを図る考えか（問題点の捉え方、経営に大きな影響を与える県水、契約水量の引下げ要求、水道料金・加入金の引下げの検討等）</p> <p>3 下水道・水道料金の徴収一元化について</p> <p>1. 具体的内容と方向性、発足時期、PR等</p>
4 茶谷 巖	<p>1 下水道料金と水道料金との一元的な徴収について</p> <p>1. 企業団の考え方とメリット</p> <p>2. 現時点の課題と事業開始の目処（料金算定の合理性、計算システムの開発、その他）</p> <p>2 漏水事故の顛末と今後の取り組み</p> <p>1. 平成18年夏に取手市双葉地域で管のトラブル発生との報。</p> <p>2. その経緯と対応状況および弁償と今後の取り組みについて</p>

午後 1時30分 開 会

○議長（貫井 徹君）

只今から平成 18 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。只今の出席議員数は 13 名。篠山治夫君より欠席の通告がありました。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

◇日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（貫井 徹君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 97 条の規定によって、4 番 鈴木かずみさん、5 番 中根利兵衛君、兩名を指名します。

◇日程第 2 会期決定の件

○議長（貫井 徹君）

日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日限りにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

ご異議なしと認めます。従って本定例会の会期は、本日 1 日限りと決定します。

◇日程第 3 議案第 1 号から議案第 3 号、並びに報告第 1 号及び報告第 2 号

○議長（貫井 徹君）

日程第 3、議案第 1 号から議案第 3 号、並びに報告第 1 号及び報告第 2 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

本日は、平成 18 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会にお集りをお願いをいたしましたところ、議員の皆様には公私ともにご多用中にもかかわらず、ご参集をいただきましたことをお礼申し上げます。

さて、本議会には、議案 3 件と報告 2 件をご提案いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして業務に関しますご報告を申し上げます。

まず初めに、平成 14 年度から 4 年間継続で実施しておりました給配水管路台帳管理システム構築につきましては、本年 7 月 28 日に完成しましたことをご報告申し上げます。今後におきましてはデータの修正等をしながら、給配水管の維持管理業務等において有効的に利用して参りたいとこのように考えております。

次に、上下水道料金の徴収一元化について申し上げます。

龍ヶ崎市・牛久市・取手地方広域下水道組合から上下水道料金徴収一元化の要望があり、現在、関係団体との間で料金徴収一元化の実施に向けて協議を行っているところであります。今後は具体的な作業計画等を作成し、順次進めてまいりたいと考えております。

以上、業務に関しまして若干のご報告を申し上げますが、続きまして本日ご提案いたしました各案件の概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第 1 号は、地方自治法第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第 2 号は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第 18 条により、地方自治法第 204 条第 2 項における「調整手当」が「地域手当」に改められたことに伴い、茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 3 号は、平成 17 年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算についてであります。まず、業務の決算概要について申し上げます。

給水戸数は 8 万 895 戸となり、前年度末より 1,903 戸の増となりました。年間総給水量については、2,380 万 1,196 m³で、前年度と比較しますと 27 万 7,012 m³の増となっております。また、有収率につきましては、88.6%となっておりますが、今後も積極的に漏水防止対策を講じ、なお一層の有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

まず、損益勘定における収支の状況であります。水道事業の総収益は、税込額で 52 億 9,201 万 2,334 円、総費用については、税込額で 50 億 3,749 万 8,069 円となり、当年度の税抜きでの純利益は 2 億 975 万 3,331 円となりました。

収益において、主なものについてご説明を申し上げますと、企業団の主なる財源であります給水収益は税抜額で 44 億 8,876 万 3,780 円で、営業収益中に占める割合は 89.1%であります。加入金の収入額は、5 億 2,261 万 9,138 円で、割合では 10.4%となっております。

次に、費用において主なるものを申し上げますと、茨城県企業局へ支払っております浄水費が 24 億 47 万 6,214 円で、総費用の 49.7%を占めております。減価償却費が 8 億 8,822 万 7,026 円で 18.4%、人件費が 6 億 3,645 万 2,029 円で 13.2%、委託料が 2 億 4,801 万 746 円で 5.1%、工事請負費が 2 億 5,979 万 4,692 円で 5.4%、支払利息が 1 億 8,463 万 6,158 円で 3.8%、動力費が 6,845 万 6,995 円の 1.4%となっております。

続きまして、資本的収支勘定の決算概要であります。収入については独立行政法人都市再生機構からの負担金が税込額で1億6,705万9,480円となっております。支出につきましては、税込総額で13億9,694万886円であります。その内訳を申し上げますと、平成16年度決算における建設改良費の繰越分は、配水管布設工事・配水管布設替工事・配水池築造工事などで3億7,540万6,500円、平成17年度予算にかかわるものについては、設計業務委託料が3,371万5,500円、配水管布設工事費が4億1,399万850円、配水管の布設替工事費が9,344万550円、道路復旧工事費が5,604万9,000円、配水池築造工事費等が2,798万1,450円となっております。

これらの工事の契約内容につきましては、決算付属書類によって、議員の皆様には、ご報告をいたしております。

次に、借入金に対する償還金として2億6,531万6,691円、量水器購入費などの営業設備費が3,506万4,374円、人件費が4,319万3,387円、事務費が327万5,084円となっております。

従いまして、資本的収支勘定における収入額は、支出額に対しまして12億2,988万1,406円が不足するわけでありまして、その補てん財源といたしましては、減債積立金が2億3,243万5,324円、建設改良積立金が2,092万6,776円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が4,336万7,823円、過年度分損益勘定留保資金5億5,796万5,032円、当年度分損益勘定留保資金が3億7,518万6,451円となっております。

以上が、平成17年度の決算状況の概要でございます。

続きまして、報告事項についてご説明いたします。

報告第1号は、平成17年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算のうち、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の予算繰り越しの報告でございます。請負工事費の内容につきましては、配水管布設等工事及び実施設計業務委託で、合わせて2億4,757万9,500円を翌年度に繰り越しをしたものであります。よって、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会にご報告をするものであります。

次に、報告第2号であります。これは平成17年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算で定めた継続費の繰り越しであります。

資本的支出の建設改良費で定めた給配水管路台帳管理システム構築費のうち、平成17年度継続費の予算現額のうち1億5,827万7,000円を翌年度に繰り越しをしたものであります。よって、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、議会にご報告をするものでございます。

以上が、本日ご提案をいたしました各案件の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（貫井 徹君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで議案第3号、平成17年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から監査の結果報告を求めます。代表監査委員、戸澤淳子さん。

<監査委員、戸澤淳子さん 登壇>

○監査委員（戸澤淳子さん）

こんにちは。監査委員をしております、戸澤と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは代表いたしまして、監査報告を申し上げます。さる平成18年9月21日、茨城県南水道企業団水道事務所におきまして、平成17年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算を地方公営企業法第30条第2項の規定により監査を実施いたしました。収支ともに適正な会計処理が行なわれ、帳簿、並びに帳票書類等を照合しましたところ全て適正でございました。

なお、監査委員の方から意見としまして3点ほど申し述べさせていただきたいと思ひます。まず第1点目なのですが、借入金につきまして、企業債の未償還のもので利率の高いものにつきましては、出来る所から償還をして経費節減をしていただきたい旨を申し上げさせていただきました。利率の高いものと言ひましても、お手元の資料でお分かりになると思ひのですけれども、高利率のときに借り入れたものがかなりございますので、致し方ないところもありますけれども、なるべくであれば繰上げ返済をしていただきまして、支払利息の圧縮を図っていただきたいと申し上げさせていただきました。

次に、第2点でございますが委託料の契約に関する入札等の執行につきまして、競争性及び透明性を図り、信頼性のある契約をお願いしたいという旨を申し述べました。特に随意契約の委託についてもう少し見直し、検討の余地があるのではないかとということで、申し上げさせていただきました。

第3点目といたしましては、特別損失の水道料金徴収不納欠損額についてなのですけれども、水道使用者の公平性を図るためにも滞納の解消については、これからもなお一層の鋭意努力を図っていただきたい旨を申し上げさせていただきました。

以上を持ちまして、監査報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（貫井 徹君）

これから質疑を行ないます。通告の順番に発言を許します。

まず4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

こんにちは。日本共産党の鈴木かずみです。第3号議案決算についてのいくつかの質問をしたいと思ひます。

まず第1に、給水収益が44億8,876万3,780円となっておりますが、前年度比2,034万円増であります。そのうち家事用が34億5,000万円を占めておりまして、7万8,143栓

になっていると報告を受けました。また加入金の収益につきましてもかなり上がっておりまして、2,380万円伸びとなっていて、5億2,261万9,138円ということですのでけれども、その内訳と要因について詳しく伺いたいと思います。

2点目ですが、加入金の収益の中で毎回かなり黒字が、今年度も5億を越える決算ということになってはいますが、この決算における加入件数また要因について、決算時において加入金の引下げ等が検討されたのかどうか伺いたいと思います。

それから3点目に剰余金が2億975万円ですね、剰余金の合計163億ということで報告されておりますけれども、この剰余金の合計についてはいつもお金ではなく、物だという答弁がよく繰り返されているわけなのではありますが、この剰余金、毎年毎年2億、3億という形でたまった合計が剰余金の合計ということで、決算上も出されているわけなのですが、剰余金ということの考え方、余ったお金だということに私共は考えておりますが、その点についての確認をしたいと思います。

4点目につきましては、管理者としてこの決算についての総括を、厳しい経営というような事も今までも話されておりましたけれども、今回もこのような経営について厳しい経営と判断するのか、これは管理者にお尋ねしたいと思います。私はこれだけ剰余金が出ているわけですから大変な優良企業ではないかと考えているのですが、関東一高いといわれる水道料金の値下げ、また全国でも5本の指に入ると言われている高い加入金の値下げの道を開くということ、真剣に検討してこなかったのではないかとというふうに併せて考えるわけなのですが、今回、経営検討委員会の立ち上げということも聞いておりますけれども、これらのことを含めて決算状況を見て管理者の方がどのように総括しているのかという点について伺いたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

＜企業長、串田武久君 登壇＞

○企業長（串田武久君）

鈴木かずみ議員のご質問にお答えいたします。

管理者としての総括、考え方は厳しい経営と判断するのかということでございますが、平成17年度は約2億円の純利益が出ておりますが、安定した事業の経営をしていくためには、黒字が必要であるこのように考えております。当企業団も設立後40数年を経過しておりますが、普及率はいまだに70%台と低水準であります。配水管の未整備地区もまだ広範囲に残っているという現状であります。また今後の新設工事とともに、老朽化施設の更新、石綿管・鉛管の布設替えなどの工事も平行して進めていかなければならない状況でありますので、今後におきます経営状況につきましては、大変厳しいものと私は考えております。

給水収益等につきましては、事務局より説明をいたします。

○議長（貫井 徹君）

事務局から補足答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

企業長の補足答弁をいたします。

給水収益の内訳についてでございますが、家事用料金は4,313万円の増収となっておりますが、団体用については1,236万円の減、営業用は1,611万円の減となっております。伸びた主な要因といたしましては、新規加入分が1,903戸増加したことにより、家事用料金が増収になったためであります。

また、加入金の内訳についてでございますが、一般の給水申込みは149件増加し、3,546万円増となっております。5件以上を対象とした多量給水申込みは49件減少し、1,166万円の減となっております。加入金が伸びた主な要因といたしましては、井戸水より上水道への切替えが多くあり、一般の給水申込者が増えたためでございます。

また、加入金についての検討はしたのかというご質問でございますが、加入金についてはこの後一般質問において大塚議員の方から質問が出ておりますので、その答弁といたしまして企業長が答弁しますので、よろしくお願いたします。

次に、剰余金についてお答えします。剰余金は、資本剰余金と利益剰余金に区別されております。まず、資本剰余金には、負担金、受贈財産評価額、保険差益がございます。負担金とは工事負担金等でありましたが、受贈財産評価額とは独立行政法人都市再生機構などから贈与を受けた土地、建物、配水管等でございます。つまりこの金額につきましては、現金ではない受贈した財産の評価額であります。また受贈財産についても、減価償却をしておりますので、現実的にはその評価額ではないものでございます。

次に、利益剰余金でございますが、平成17年度の純利益は2億975万円となっておりますが、その処分につきましては減債積立金として次年度の企業債の償還に充てますので、翌年度には積立金の残高は無くなるわけでありまして、

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

給水収益が上がっているということですのでけれども、今後において牛久で言えばひたちの牛久など人口が増えている地域もありまして、しばらくはこういう傾向が続くと見ているのかどうか、確認をさせていただきたいと思っております。

それから給水収益との関連で確認したいのですが、決算書の中では普及率の79.1%の中

で年間総給水量が 2,380 万 1,196 トンですね、県との契約水量について言いますと 17 年度から 19 年度については一日最大給水量として 85,880 トンで契約しておりますけれども、17 年度において一日最大給水量は 74,374 トン、この比較では 11,506 トン余分に支払っていると私どもは指摘を続けているところなのですが、一日平均の給水量でいきますと 65,209 トンでありまして、この比較となりますと 20,671 トンも余分に支払っているということになりまして、その差額は約 3 億 2,000 万円になると思うのですけれども、資本費との関係もありまして実際に使っていない水のお金を県に対して支払っていると、議会ごとに言っている所なのですが、契約水量について変わってきていますよね 17 年度から、16 年度までは 73,476 トンだったわけですがけれども、17 年度から 19 年度については 85,880 トンと契約が変わったと、さらに 20 年度以降については 88,700 トンと増える契約状況となっているわけですが、この日平均水量との差し引き額が 2 億 1,000 万円台で推移していたわけですが、16 年度には 2 億 9,000 万円になり、また 17 年度には 3 億 2,000 万円になっていると計算すると出てくるわけですが、実態に見合った契約を結ぶ改善ということについて企業団として県に対してどのような要望などされたのかどうか、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

給水収益の増でございますが、件数は今後も続くのかというご質問でございますが、鈴木さんもおっしゃっていましたが、ひたちの牛久駅等でマンションがだいぶ建っております。加入金につきましても大口加入ということで、1,000 万円とか、500 万円とか、今年度も順調に入っている状況でございます。今後取手の方でも、上高井地区で都市再生機構の方で開発を行なうということで、ここ数年はかなり伸びるのではないかと思います。また給水加入の促進についても管理者始め大口学校等にもお願いしておりますので、そういう効果も出てくれば良いかなと考えております。

また県への一日最大給水量の契約の件でございますが、現在 85,880 m³でございますが、平成 20 年度からは満量でございます 88,700 m³になるわけでございます。これについては約 4,000 万円以上購入代金上がるわけでございます。経営状態はその分厳しくなるわけでございますが、いろいろこれからコスト削減とか、経営の節減を図って、赤字分を解消していきたいと思っております。

県に対しての申し入れでございますが、いろいろな会議がある度にこういう状況でございますので何とかならないかということは申し出ておりますが、なかなか県の方も各市町村からの要望で造ったものですので、水道については責任引き取り水量制ということで、責任を持って引き取ってくださいということで、なかなか水量の引き下げについては応じ

てもらえないことが現状でございます。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

ただ今の答弁の中で、市町村からの要望によって責任引き取り制が契約されたのだというところがありましたけれども、形上はそのようになっているようですが、議事録の中でその時の経過を乗せた本なども出ていまして、それもひとつのやらせというか、そのような状況があったということもありますので、そのへんも今後研究していただいて、見ておいていただきたい問題でありますので、その点を付け加えさせていただきます。

○議長（貫井 徹君）

これで、鈴木かずみさんの質疑を終わります。

次に6番、茶谷 巖君。

<6番、茶谷 巖君 登壇>

○6番（茶谷 巖君）

皆様こんにちは。牛久市の茶谷 巖です。通告に基づいて2件のお尋ねをいたします。初めに議案第1号についてお伺いいたします。

第2条（1）、このように読ませていただきます、の設備という文言についてであります。当企業団の具体的な設備とはどのような物件を意味するのかを、またどのような設備を想定しておられるのかをお尋ねいたします。

同じく第2条（2）に「設備の保守点検に関する委託」とありますが、特に保守について委託の考えがあるかどうかをお伺いいたします。主要設備を委託することによって当企業団の責任と信頼感にマイナス面が生じるのではないだろうかと考えますが、この点いかがでしょうか。

次に、第3条の「5年以内」については、5年についての長い短いについてのご見解と、5年を遵守されるかどうかをお伺いいたしたいと存じます。

第1条の趣旨に関連してお伺いいたします。つまり賃貸借や、特に委託によって企業団の事業運営面に変化することはないかどうかをお伺いいたします。内容としては人材育成に関して、資金繰りや財政面に関して、そして何よりも業務管理に関してというくくりでお伺いしたいと存じます。

続いて議案第2号について、地域手当のことをお伺い申し上げます。1点目に今回の内容は、調整手当なるものが法改正により地域手当へと変化することですが、その趣旨について当企業団の見解とその適否をお伺いいたたく存じます。

2点目に「民間の賃金水準」との文言がありますが、そのモデルや参考データをどのあ

たりに置こうとされているかをお尋ねいたします。

3点目に「物価等を考慮して」とありますが、当企業団の経済基盤や生活圏を考える時、その物価に関する指標を何に、どこに求められるお考えかとお伺いいたします。

4点目に、今お尋ねしました賃金水準、物価に関するキーワードとしての「地域における」という事柄について、単に給水サービス範囲内ではないと考えますので、企業団としての見解をお伺い申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

茶谷議員のご質問にお答えします。

まず、議案第1号の長期継続契約に関する条例の設備機器につきましては、施行規則により「空調機、その他これらに類するもの」となっており、設備の保守点検については「昇降設備保守点検、自動ドア保守点検」となっております。現在は、事務所のエレベーターと冷暖房機器等について、民間の業者に1年契約で保守点検の委託をしております。エレベーター等の管理につきましては企業団の職員では専門の知識や技術も持っておりませんので、専門業者に保守点検を委託し、常に安全性の確保をしながら管理をしております。

契約期間については5年以内となっておりますが、事務用機器等については耐用年数の関係や定期的に契約の相手を見直すことも必要かと思っておりますので、契約の期間につきましては適切に決定しなければならないと考えております。

また、企業団の事業運営面に関することですが、施行規則で定めております長期継続契約は事務機器等及び施設の警備・保守点検などでありますので、1年で契約しているものが今後、複数年度で契約をしましても人員、資金等で大幅な変化はないものと考えております。

次に、議案第2号の地域手当について申し上げます。

この地域手当につきましては、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、地域格差が適切に反映されるよう、これまでの調整手当に替えて民間賃金水準の高い地域に勤務する職員に対し人事院の勧告により支給するものであります。民間賃金水準のモデル等についてでございますが、従来は企業規模が従業員100人以上を対象としておりましたが、現在は50人以上に変更されております。

「物価等を考慮」の根拠についてですが、地域手当については人事院により支給率が3%から18%の6段階に設定されており、その支給率の範囲内において支給するものでございます。

このたび、条例の一部を改正いたしますが、地域手当の支給につきましては当分の間は

社会情勢等を見極めいたしまして、決定されるものと思っております。給与については人事院において標準生計費が実態調査に基づいて算定されており、その結果も考慮して支給率が決定されておりますので、その中には物価等も十分に考慮されているものでございます。

また、「地域における」の解釈といたしまして、民間企業の給与が低い地域、及び給与の高い都市部の地域と2分されておりますが、その高い方の地域にそれぞれの支給率に基づき地域手当の支給がされるわけでありますので、地域性についても十分に考慮されているものと解釈するものであります。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。6番、茶谷 巖君。

<6番、茶谷 巖君 登壇>

○6番（茶谷 巖君）

2回目の質問をさせていただきます。ただ今の答弁にありまして、余り大きな機械ではないという印象でありましたが、私としては文面上より配水場の一部であるとか、あるいは水の本体に影響するものの委託という印象で考えておりましたので、もう一度お尋ねいたします。今後、水が公、あるいは官の独占ではなく民間の事業ということで進んでいく時代を迎えるのではないかと、いわゆる水がビジネスとして官の枠を超えるのではないかと、そういうことを考えますとこの条例の改定そのものがリース機械というレベルを超えていくのではないかと、そういった意味でこの条例の制定を機会にいろいろと民間に学ぶべきものや、あるいは今まで条例そのものが遅れていたということについて取り組んでいただければありがたいとこのように思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

それから2つ目としてはやはり賃金の問題で、官民格差とかも言われております。代表例として国会議員の年金特典もいろいろ論議されました。そういったことも考えますとやはりこれも労働条件への取り組みという部分と、厳しいコスト管理という面があると思いますのでそのバランスを持ってやっていただければありがたいと、私の個人的な経験から言いますと、サラリーマン時代に東京勤務であった時は都市手当がつくが、利根川を越えるとそれがなくなるというような話もありまして、いろいろ苦勞した経験があります。すでに15年前の話であります。賃金体系という部分がコストと労務管理という両面に関係します。それについて今後バランス良く取り組まれるお考えについて、ご見解があればお伺いしたいとこのように思います。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

役務の提供を受ける契約につきましては、配水場の運転管理業務など委託も含まれておりますが、配水場の運転の委託は現在1年契約で行なっております。役務の提供については今回の条例に入っておりませんので、複数年度により委託をした方が業務の運営上及び経費の面で有効性がある場合には条例等の見直しを行なって、そういう計画も今後検討していきたいと思っております。

手当等について、地域とのバランスを取って支給した方がということでございますが、先ほども申し上げましたように企業団では条例が出来てすぐに支給ということではございませんので、今後この地域の自治体、市・町等の状況を見守り、管理者会議等で検討させていただいて検討させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。これで茶谷 巖君の質疑を終わります。

提出議案の質疑が全て終わりました。

◇討論

○議長（貫井 徹君）

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対の方の発言を許します。4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

第3号議案 2005年度決算に対する反対討論を行ないます。生活保護世帯が急増している実態があるということは各市町村の窓口で十分把握していると思われまます。また、まともな仕事が無くて条件の悪い職場で働くと、この生活保護以下の賃金しかもらえない、そういうワーキングプアが全国で1,000万人以上もいると報道されております。こうした生活実態が格差社会の進行の中で浮き彫りになっています。また政府の税制改革が行なわれ、定率減税の廃止、老年者控除の廃止等々、住民税、国保税、介護保険料の値上げラッシュが続き、住民税が12倍になったという高齢者の悲鳴が聞かれています。生活費を切り詰めて税金を払っているという実態もありまして、生きるために最低限必要な水の供給が安価であることが必要不可欠な問題となって来ています。市民の切実な願い、要求である水道料金の値下げ、加入金の値下げ等、十分な検討がされたのかどうか。基本料金以下の使用世帯からも実態に合わない料金を徴収してきた中で、今年度決算でも2億を超える剰余金が生み出されています。

今後においては経営検討委員会など予定されているようではございますけれども、経営の見直しはきちんと市民の目線で行なうことが求められます。剰余金の積み重ねが163億に達してお

り、少しでも市民負担を軽減するような施策の検討がされたとは感じられないこの決算状況と判断をしまして、第3号議案に反対をします。

○議長（貫井 徹君）

次に、賛成の方の発言を許します。他にございませんか。
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇採決

○議長（貫井 徹君）

これから議案第1号から議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号、茨城県南水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

＜賛成者起立＞

○議長（貫井 徹君）

起立全員です。従って、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。
次に、議案第2号、茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

＜賛成者起立＞

○議長（貫井 徹君）

起立全員です。従って議案第2号は原案のとおり可決いたしました。
議案第3号、平成17年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算については、原案のとおり認定することに賛成の議員は、起立願います。

＜賛成者起立＞

○議長（貫井 徹君）

賛成多数です。従って議案第3号は原案のとおり認定いたしました。
ここで暫時休憩をいたします。再開は午後2時40分といたします。

休 憩 午後 2時26分

再 開 午後 2時40分

◇日程第4 一般質問

○議長（貫井 徹君）

再開します。日程第4、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。8番、大

塚弘史君。

< 8 番、大塚弘史君 登壇 >

○ 8 番（大塚弘史君）

先ほど所長から予告編までやっていただいております。国会から市町村議会に至るまで、様々な党派・会派あるいはグループといったものがあります。そうした党派・会派には当たり前ですがそれぞれの特色があります。私はその特色の1つに花を好む党派、実を大事に考える党派があるように思います。個人にも花より実を好む人、逆に実よりも花が好きの人、それぞれであります。中には花より団子というお方もいらっしゃると思いますが、人は大なり小なり花が好きという傾向があるのかも知れません。しかし生花ならともかく、造花でも何でも傍からの見栄えが豪華なら良いというのはあまりいただけません。香りも芳しくて豪華絢爛な花の中には惑わされて寄って来た生き物を食べてしまうような物もありますので、要注意です。ちなみに私は断然花より実が好きです。というよりも私には花は似合いません。

それでは前置きはこの程度にして、事前に通告させていただいた項目に沿って一般質問をさせていただきます。極力飾りを省いて単刀直入な質問に努めますので、簡略明快かつ実のあるご答弁をお願いいたします。

初めに、加入戸数を増やすためにこれまでどんな努力をしてこられたかお尋ねいたします。とは言ってもあまり昔のことをお聞きしても意味がありませんので、ここ数年間に取り組んできた加入戸数増加のための努力、つまり水商売の唯一の商品であります水売るためにどんな営業努力をして来られたのかをお聞きいたします。まず直近のデータで、全国の中での茨城県の水道普及率と、茨城県の中の当企業団構成自治体の加入率をお教えてください。

次に、過去3年間の各年度ごとの新規加入契約戸数の目標と達成戸数、併せてその結果をどう認識しておられるかお聞かせください。具体的には大変に満足できる結果であると評価しているのか、あるいは大変に満足とまでは行かないけれども、まあまあ満足できる結果だと考えているのか、逆に不本意な結果、もしくは大変不本意な結果であると感じているのかお答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○ 議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

< 企業長、串田武久君 登壇 >

○ 企業長（串田武久君）

大塚弘史議員のご質問にお答えします。

まずご質問は加入戸数増加のための営業努力についてであります。これにつきましては配水管が整備されていまして、加入者の少ない地区に職員が戸別訪問を行なっておる

所でもあります。また、大口需要者であります病院、学校、工業団地等につきましては、我々管理者も先頭に立ってお願いを申し、また加入促進に努めているのが現状でございます。

以上であります。

○議長（貫井 徹君）

補足答弁を求めます。事務次長、関口禎男君。

<事務次長、関口禎男君 登壇>

○事務次長（関口禎男君）

企業長の補足答弁をいたします。

初めに、普及率についてでございますが、平成16年度の全国47都道府県の平均が91.8%、茨城県の水道普及率は89.6%で順位は44番目となっております。また、当企業団の構成自治体の普及率でございますが、平成16年度の茨城県保健福祉部の資料によりますと、茨城県内には62市町村がありました。そのうち、取手市が85.5%で43番目、牛久市が82.7%で46番目、龍ヶ崎市が68.7%で58番目でございます。

次に、過去の新規加入戸数の予定と達成戸数でございますが、平成15年度は1,242戸の予定に対し、1,964戸の加入で、722戸の増、平成16年度は2,085戸の予定に対し、1,983戸の加入で、未達成数は102戸、平成17年度は2,074戸の予定に対し、1,903戸の加入で、171戸の未達成となっております。水道加入者を増やし、普及率の向上及び給水量の増大を図るために地域住民の要望に沿って配水管の整備工事を実施しており、新規加入予定数より若干少ないですが、まあまあ満足できる結果であると認識しております。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。8番、大塚弘史君。

<8番、大塚弘史君 登壇>

○8番（大塚弘史君）

ご答弁ありがとうございました。少し余談になりますけれども、実は先日取手の友人から電話がありました。その友達は私が県南水道の議員であることを知っていきまして、水道料金についての電話でした。ずいぶん長い間彼の話を聞いていましたが、簡単に言うと県南水道は何年間も儲けていてなんで料金を下げないのかという電話でした。彼いわく最近取手で水道料金に関する請願署名が回されているらしく、その請願趣旨の一番上に大見出しで「水道料金直ちに値下げを！」ビックリマークがついていて、その下に料金値下げは可能ですと大書きされていて、さらに説明文を読むと県南水道企業団は毎年黒字でこれを還元すれば値下げは可能ですと書いてあったそうです。そこで彼は私が県南水道の議員だということを思い出して電話をしたということなのですが、最初に勇ましい大見出しや、太書きの文字だけを見たときは彼も絶対に現行の料金は値下げすべきだと思ったそうです。

しかし、よくよく内容を読んでみると毎年黒字とは書いてあるけれども、肝心などの部門が何が黒字なのか全く書かれていないので、逆にこのチラシというか、署名簿というかに疑念がわいてきたのだということです。それで県南水道に関わっている私に確認したかったようです。

さて、17年度の当企業団の決算は結果として黒字となりました。敢えて結果としてと表現いたしましたが、この黒字というのは赤飯を炊いて祝うほどおめでたいものなのか、それとも帳簿上は確かに黒字という結果にはなっているが、世間に胸を張って大声で当企業団が黒字ですと言えるほどのものではなく、事情が良く分かっている身内だけにそっと取りあえず黒字でしたと小声で言える程度のものなのか、黒字であるその主要因と併せどう分析されているかお答えをください。

2回目の質問を終わります。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

＜企業長、串田武久君 登壇＞

○企業長（串田武久君）

決算についてのご質問でございます。それについてお答えしますが、決算の黒字要因につきましても企業団の損益上に純利益が出ているその主な要因でございますが、加入金収入が予定よりも増えているということであります。しかしながら、現在の経営状況は水道料金だけで運営できない状態であります。その赤字分を、加入金収入で補っている状況でありますので、今後も引き続き経営に当たっては十分慎重に対応していきたいと、このように思っております。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。8番、大塚弘史君。

＜8番、大塚弘史君 登壇＞

○8番（大塚弘史君）

今、答弁をお聞きすると黒字とは言ってもとても赤飯を焚いて祝えるようなものではないというご答弁でした。言うまでもありませんが県南水道は公営とは言っても企業です。企業の命は売り上げです。私たちの県南水道企業団の唯一の商品は言うまでもなく水です。より多くの家庭で水を買っていただくことこそが収益を向上させ、安定した経営状況を作ることに直結します。そしてその結果として、お客様への最大のサービスである料金値下げも可能になると考えます。

そこで赤飯はともかくとして、上昇基調の安定した経営状況を作るために私から提案があります。大幅な給水戸数の増加策として、消費者が加入に踏み切るか否かを定める大きなカギ、またはネックとなる25万円の加入金の値下げを検討すべきだと考えますが、いかががお考えになるかお答えください。そして値下げ幅ですが、私は少なくとも20万円は

切るべきだと思います。本当は格好良く半額にしろとか、撤廃しろとか、料金を大幅に値下げしろとか言いたいのはやまやまですが、幸か不幸か私は県南水道企業団の監査を努めさせていただいた経験もあり、少なからず実情も分かっていますので先ほどご紹介した私の友人が見た請願チラシのように市民に錯誤を与えかねないようなことは言えません。管理者の皆さんもマジシャンの集団ではありませんので、いくら要求されても無い所から物は出せないと思います。しかしここは給水加入戸数大幅増加の投資と考え、現行の加入金を思い切って見直し、値下げすべきと考えますが認識をお聞かせください。

私たち龍ヶ崎市の一般質問は一問一答で行なっておりますので、質問者が納得いかなければ何回でも何十回でも質問が出来ますが、当企業団は3回で終わりですので串田企業長、勘違いをなさらないように、この3回目ですっきりさせていただけるご答弁をよろしくお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

＜企業長、串田武久君 登壇＞

○企業長（串田武久君）

大塚議員のご質問にお答えいたしますが安定した経営状況これを維持継続していくため、これの対策であります、やはりなんと言っても給水戸数増加対策であります。先ほども申し上げましたとおり、現在の企業団の財政を支えております、これは加入金であります。それだけにこの加入金の問題については大変重要な問題だと、このように受け止めておるところでもあります、これからの給水戸数を増加させていくためにも、この加入金の問題につきまして大変重要だという認識の上に立ちまして現在、管理者間におきましてこの問題に着手しております。基本的には今ほどご提案いただきました20万円を切るというお話もありましたが、これについての結論はまだ出ておりませんが、来年4月よりこの加入金については値下げをする方向で、検討しておるとというのが現状でございますので、なにとぞご理解ください。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。これで大塚弘史君の質問を終わります。

次に、1番、朝比奈通子さん。

＜1番、朝比奈通子さん 登壇＞

○1番（朝比奈通子さん）

1番、朝比奈でございます。次の鈴木さんとしっかりかぶってしまっています。最初にすみません、失礼いたします。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1番目、経営検討委員会についてということでお聞きをいたします。2番目に伺います水ビジョンなども含めてこれからの公営企業のあり方とか、経営とか、運営管理に関

しましては本当に厳しさも増しますし、求められていくことも変わって来ているというふうに思っています。9月の取手市議会におきましては、取手市の水道に関する認識として加入金や基本水量についての考え方を塚本副管理者の方にお尋ねをいたしました。そうした所、県南水道企業団の中に経営検討委員会の立ち上げをして検討していくという答弁をいただきましたので、具体的にまず検討委員会のメンバー、そして検討する内容として取り上げる課題とか内容について、3番目にどれくらいの頻度でいつまでに結論を出したいと考えているのかをお聞きいたします。

2番目、水道事業地域水道ビジョンについてお尋ねをいたします。厚生労働省は平成16年6月に水道ビジョンを作成して水道関係者の共通の目標となる水道の将来像を示しました。今後平成20年度までに各地域における水道事業者の地域水道ビジョンを作ること推奨しています。当県南水道企業団においても当然作成しなければならないはずだというふうに考えています。茨城県においては現在、水戸市とひたちなか市が作成済みでホームページ上などで公開しています。

基本理念を世界のトップランナーを目指してチャレンジし続ける水道ということにしています。安心、安定、持続、環境そして国際という5つの政策課題に関する目標の達成を求め、信頼性の高い水道を次世代に継承していくために改善、改革を進めていくことが必要不可欠であるということで作成を求めています。これらの5つのキーワード、私にとりましては環境とか国際という言葉は驚くようなキーワードでありましたけれども、この具体的な水道事業についてのこの5つのキーワードの内容についてどのようにお考えをしているのか、まず始めに伺います。

次に、お聞きするところによれば今年度中に作成予定ということでございますが、厚生労働省は平成20年度までに作成することが望ましいというふうにしていますけれども、今年度中に作成するというお考えに間違いがなければ、具体的にどのように取り組んで作成するのかをお聞かせいただきたいと思えます。作成指針の中で学識経験者、需要者など、利用者というか消費者ですね、参加を得た検討会などを設置し広く意見を徴収してそれを反映するように努めることが望ましいという考えが示されていますが、今まで県南水道企業団の経営や運営などに関して需要者、消費者などが直接関与していただく機会などを設けたことが無かったのではないかとこのように思うのですが、そのような指針については企業長、そして所長はどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思えます。もちろん義務ということでもありませんし、事業所の規模などにもよると思いますが、消費者を取り込んでご理解をしていただく機会だと捉えれば、大変良いチャンスかとも思いますが、いかがお考えかお聞かせください。

3番目に最近こういった計画やビジョンに付き物の具体的な目標設定とか数値目標ということをどのようにしていくお考えかお聞かせいただきたいと思えます。10年スパンという基本計画という考え方の中では具体的な目標設定というのはかなり難しい部分があるの

ではないかというふうに思っています。ただ申し上げたいのは過大な人口想定とか、現状ありきの目標設定はお止めいただきたいということです。まだ作成もしていない計画の管理はお答えにくい所もあろうかと思いますが、基本的なお考えがあったらお聞かせをいただきたいと思ひます。

3番目、水道水質についてお尋ねをいたします。今回の一般質問の準備をしている時に気になる新聞記事を見つけました。11月5日付けの茨城新聞の水道水から未規制物質、利根川水系厚労省実態調査へという記事です。今までもトリハロメタンとかトリクロロエチレンとか水質に関して具体的な物質に関心が集まって話題や課題になっていたことがあります。

今回の過塩素酸イオンという名前は初めて耳にする物質ですし、報道によれば工業、工場系の排水に起因するのではないかと思わせるような表現になっています。しかし水道水自体からの検出となれば様々な浄化装置や検査体制を潜り抜けてきた物質ということになって見過ごすわけにはいかないのではないかと考えています。日本で流域、長さともに最大級の利根川ですからそこを水源として水道水を作っている所は大変多くて、茨城県も作っていますし、その供給水で事業を営む県南水道としてはこの報道に関して、何らかの事実や経過をお調べしていただいているものと考えますので、分かっている範囲のことをお聞かせいただきたいと思ひます。

ついでと申し上げてなんなのですが、県南水道のお水をおいしいお水にするための企業努力をどのようにしているのかということをお伺いしたいと思ひます。東京都水道局は安心、安全の上においしい水を目指して高度浄水装置の設置など様々な企業努力をしています。県南水道のお水も議員をやっている関係かもしれませんが、私も大変おいしいとは思っていますけれども、なかなかスーパーの浄水サービスにお株を奪われている傾向は止まらないようです。安心、安全でさらにおいしいということになれば、給水事業での経営基盤の強化に若干は繋がると思ひますが、その辺のお考えをお持ちでしたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

以上で1回目の質問を終わりにしたいと思ひます。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

朝比奈議員のご質問にお答えいたします。

まず、経営検討委員会についてでございますが、委員会のメンバーは、委員長が企業団の事務所長、委員は企業団の次長、総務課長及び構成自治体の所管課長と財政担当課長となっております。検討内容につきましては、予算、経営の改善、コストの削減、施設の新設・改修計画等の経営及び運営に関する事項でございます。この委員会は期限付きの委員

会ではありませんので必要に応じて月に1、2回開催し、ただ今申し上げました事項等の協議をおこないます。会議の結果につきましては正・副企業長会議において協議、検討がなされまして、意思の決定がされるわけでございます。

次に、地域水道ビジョンにつきましては厚生労働省の通達により、平成20年を目標に作成するよう指導されております。また、水道事業ガイドラインという解説が日本水道協会より報告されておまして、それに基づいて現在作成中でございます。内容につきましては事業の現状の分析評価、給水量、給水人口等の事業計画に関する事項、財政収支、組織体制等の経営基盤に関する事項、災害対策や環境保全対策に関する事項等について総合的な観点から事業の現状と将来の見通しについて分析、評価いたします。今後10年間の事業を計画の対象とし、需要者に対し安心かつ安定した供給を継続して行なうこと、またお客様に対するサービスの向上を図ることを目標として、今年度末には完成できるよう現在の企業団の状況、地域特性と課題を踏まえて作成してまいりたいと考えております。

次に、過塩素酸イオンは大丈夫かとの質問にお答えします。

利根川水系の水道水から初めて過塩素酸イオンが検出されましたことにつきましては、すでに新聞等で報道されておりますが、この件の調査については国立保健医療科学院が担当しており、水道消毒による副生成物などの分析を行っております。その結果、利根川水系の4カ所の浄水場で過塩素酸イオンが検出されました。同科学院の水道工学部長は「人為的な汚染によるものと考えられ、工業排水に含まれていた可能性が高い」と分析しており、安全性につきましても「いずれも微量で健康被害の心配はない。」としております。

次に、おいしい水への取り組みについての質問でございますが、茨城県企業局が利根川あるいは霞ヶ浦から取水し、浄水したものを当企業団が受水し、末端給水をしているわけでございます。茨城県企業局ではおいしい水への取り組みに関しまして、これまでの浄水方法に加えて霞ヶ浦浄水場の生物処理、利根川浄水場ではオゾン処理を採用し、水道需要者のニーズに応えるべく努力を重ねております。現在、茨城県企業局では霞ヶ浦浄水場の改築事業を進めており、完成後はより一層安全で安心な水道水が安定的に受水できるものと思っております。また、末端給水事業者であります当企業団におきましても、きめ細やかな水質検査をすることによって、安全でしかもおいしい水の取り組みに今後も努力して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。1番、朝比奈通子さん。

<1番、朝比奈通子さん 登壇>

○1番（朝比奈通子さん）

ご答弁ありがとうございます。なかなか早口で書き留められなかったものですから、何を聞こうかと思っているのですけれども。

経営検討委員会の方は要するに管理者会議の方に掛けることを決めていくということで、決定機関はあくまでも管理者会議という認識で良さそうなのですけれども。予算とかコストとかそういったことの中に先ほどの大塚議員の質問の内容なども含まれているのかなというふうに思います。各構成市町村の総務課長とか財政課長といったメンバーも入っていたようなので、実質的な検討がされるのだろうというふうに思いますので、大いに期待をしますのでよろしくお願いいたします。出来るだけ安価にそして納得の出来るような方向性でよろしくお願いいたします。

次に、水道ビジョンなのですけれども、公営企業は皆こういったものを作らされるということで、というか作らなければならなくなってきた、やはり目標設定とかコスト意識とか、要するに職員の意識改革とか広報にも役立つ、啓蒙にも役立つというようなことになっていくのだろうと思うのですけれども、聞き漏らしたのかもしれませんが水道ビジョンの中において、これから経営効率のために多様な広域化の検討というものがあります。新たな概念の広域化の推進といったことがなされていて、ここで私が具体的に前にもお聞きしたことがあるのですけれども、お聞きしたいのは事業の合併の問題なのです。一応、平成の大合併と言われたものは一段落しました。本来だったら県西水道と一緒にいる予定だったのでしたけれども、前にもお聞きをさせていただきました、お隣の利根町が是非とも合併したいという申し入れがあるということを確認させていただきましたけれども、新たな概念の広域化の推進ということはおそらく県の方でもいろいろこれからご指導というかあるのではないかと、特定の目的に関する広域的な体制とか、管理だけの一体化とか、施設の供用とかそういったことも検討課題になっているということなのですけれども、その辺に関して何か今の時点でお考えがあったらお聞きをしたいと思います。

それから、この水道ビジョンは19年度末には完成するという事なので、それを待つからでも良いと思うのですけれども、先ほど申し上げました学識経験者とか、それから消費者を交えた検討委員会なども、やはりいつも高い高いと言われてしまっている中で、一般の消費者のご理解を得るといことはとても大事な事だと思いますので、是非そういったことも検討していただきたいと思うのですけれども、企業長に是非その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから水道水質に関しては、過塩素酸イオンはまだ微量だから大丈夫という、新聞報道と同じお答えだったのでしたけれども、実は最近いろいろなポットとか浄化槽などでも塩素を除いてしまうとそれによる機械の傷みだとかそういったことがあるということで、冷蔵庫などで勝手に氷などという機能も塩素を抜かない水をなどと結構書かれてあることあるのです。ですから水道水は水道水としてきちっと利用していただくということも大事だと思うのです。ホームページも時々見させていただくのですけれども、冬場を控えて凍結のことなどを前面に出しながら、そういったさりげない広報もやっていただけたらと思いますので、その辺のお考えをお願いいたします。

水道ビジョンに関しては出来上がってからじっくりいろいろお聞かせいただきたいと思います。

その2点についてよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

企業長に代わりまして、事務局より答弁をさせていただきます。

1点目は学識経験者、または消費者等を入れて経営委員会を行なえば、専門的知識や消費者のニーズ等も入れて、より良い委員会になるのではないかという趣旨かと思いますが、今回、経営検討委員会については9月15日から立ち上げたばかりで、実際のところ1回も会議をしておりませんので、この議会が終わりまして現在、予算を編成中でございますので予算がある程度出来上がりましたら経営委員会で検討し、経費・コストの削減等も提案してまいりたいと思います。そういうことで、現在のメンバーで行なっていましてその後いろいろな意見も出ると思いますので、その後検討してまいりたいと思います。

もう1つ、組織の多様化、広域化ということでございますが、合併問題、利根町等の問題もありますが、国の方ではこういう一部事務組合は組織を広域化して合理化して、経営を強化、安定させ水道事業を行ないなさいという方針は出ております。企業団は現在3市で行なっておりますが、企業団から広域的に広げていくという考えはございません。

またもう1つ過塩素酸イオン、水質等につきましてはホームページでそのようなPRもしていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。

○1番（朝比奈通子さん 自席より）

訂正なのですがけれども、水ビジョンの中で検討委員会を、消費者とか学識経験者とか、経営検討委員会の方ではなかったのです。

○議長（貫井 徹君）

では、事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

訂正いたします。経営検討委員会の方はそういうことで。水道ビジョンの方でも現在、作成しているところで今後コンサルタントが作っておりますので、そういう所で国の方針で、そういうことが望ましいというご指導があれば、そういったことも考えていきたいと思っております。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。これで朝比奈通子さんの質問を終わります。

次に、4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

通告に従って一般質問を進めてまいります。

まず最初に水道料金の値下げ問題についてです。高い高いと言われている私たちの水道料金ですが、どんなに高いのか1度見てみようとなんと全国、県内と比較をしてみました。社団法人日本水道協会の調べですと茨城県内の水道料金は1ヶ月に20トン使用すると平均3,649円、口径13ミリですけれども、県南水道は3,706円ですから県の平均よりも高いわけです。茨城県の平均は関東地方1都7県でもっとも高額となり、全国でも6番目の高さとなっています。ちなみに全国平均は3,056円、関東8都県の平均は2,615円と比べますと1,091円も高くなっているわけで、茨城県そして県南水道企業団の水道料金の高さは言うまでもなく、突出していると言わざるを得ないのです。私どもは高い水道料金の値下げ、加入金の引下げなど先輩議員を含めて歴史的にも質問し続けてきた経緯があります。

茨城県が多すぎる人口推計に基づき過大な水資源対策、ダム建設や霞ヶ浦導水事業など行なってきたこと、その結果水余りとなり市町村が飲まない水まで買わされて来たこと、不要な水源開発費と余分な水の購入費、高い水道料金の主要な原因が県の方に大きくあることも実態であります。この問題に関して県は過大な人口推計の誤りを認め、今年下方修正をしました。また日本共産党の山中泰子県議の3月県議会での質問の中で、過大な人口推定に基づいた実態に合わない水需要計画の見直しを求めた際に、橋本知事は改訂作業に着手する考えということを示しています。また県南水道企業団としても自助努力がさらに大きく問われると思います。

水道料金の引下げを求める声は高く、今、取手市を始め水道料金の値下げを求める請願署名用紙を配布したところ、わざわざ届けに来てくれる市民も多く、署名運動が始まっています。市民の関心度の高さが伺われる所です。すでに土浦市、守谷市では料金体系の見直しが実現しました。土浦市では今年4月から小口利用者を対象に引き下げられました。県南水道企業団の関係市の中でも9月議会では取手市、牛久市両市長が料金体系の見直しは必要だと、企業団の経営の見直しは必要だと、そういう考えを示されており、頑として動かなかった水道問題にやっと光が見える兆しが出てきたかなと感じているところです。料金体系の見直しを図り、全体として料金値下げの時期に来ていると思いますが、その点についてどうか伺いたいと思います。

2点目に基本料金以下の値下げについてです。それでは具体的に1番何が問題かという所ですが、最も解決を迫られている問題として基本料金以下の世帯の値下げ問題です。料金体系を考えた場合、基本料金の10㎡を使わない世帯が加入世帯の全体の32%もいる状

況であるということです。しかもその半分の 15.53%は5 m³以下であります。1人暮らしの世帯、高齢者世帯は月に10 m³などもとても使わない生活をしている。使っていない分まで支払わなければならないこの不公平さ、早急に是正しなければなりません。企業団としてはこのことをどのように考え、試算をしているのか、料金値下げについての試算と検討があれば伺いたいと思います。

大きな2点目、経営検討委員会についてですが先ほどの朝比奈議員の質問とかなりダブっておりますので、その答弁の中で9月15日から立ち上げて今後開催していくことなのですけれども、この話の中でコスト削減、予算に当たっての検討などが中心的な内容というふうに感じたわけですが、このコスト削減も無駄を省いて利用者に還元する視点が働けばいいのですけれども、この問題点の捉え方についてそこが大事な点だと考えますので、いくつかお話したいと思います。

1つには経営に大きな影響を与えている県水、契約水量の引下げ要求それをどれだけ積極的にやってくれるのか。また2つには利用者に不当な負担を加えている水道料金、加入金の引下げ等の検討と課題は山積みであります。各市の担当者レベルの交渉でそれが本当に可能なのかということに危惧していたのですが、管理者会議との連携ということもありました。その辺をどう密にしていくのか、関連性について伺いたいと思います。立ち上げの理由ですね、そこに至った経緯など、それから何をどのように見直していく考えかということをもう少し詳しくお話をいただければと思います。

大きな3点目になりますが、下水道と水道料金の徴収の一元化についてです。下水道・水道料金の一元化については先ほど企業長の挨拶の中で、作業計画に入っているというふうに触れられておりましたが、改めて質問をいたします。牛久市で見ますと下水道の収納率は現年度分で約96%と聞いておりますが、下水道料金は普通の家庭ですと月に3,000円から6,000円程度、またご商売をしていて使用頻度の高い所では月に12万円から13万円ほどになっていくということを伺いました。滞納金額は年間で600万円から1,000万円ということで、累積滞納者の収納に苦労している状況があると担当の方からお聞きをしました。水道料金との徴収一元化によって、滞納の縮減、コスト削減に繋がるということでもありますけれども、具体的な内容と方向性、発足時期について伺いたいと思います。またPRについてはどうするのか、牛久で見まして4人家族で1人6 m³で計算して、平均3,150円ということですからそれに水道料金が仮に5,000円としますと併せて8,000円を超えるというような状況になりまして、1度に徴収ということになると利用者にとっても負担感がかなり増すことは間違いない状況になると思いますが、PRを十分にすることがどうしても必要になると思いますが、PRの期間をどの位取るのかも含めて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

水道料金の見直しについてであります。公営企業であります水道事業の経営につきましては、独立採算制が基本となっております。水道料金の設定につきましては、受水費・減価償却費などの資本的な財源は基本料金で確保し、人件費・動力費・修繕費などの維持管理の財源は超過料金で確保することになっております。このようなことを前提といたしまして、現在の水道料金が設定されているわけであります。企業団では現在、用途別料金体系を採用しておりますが、超過料金につきましては用途ごとの格差があることも事実であります。口径別、従量制などの料金体系についても研究していかなければならないとこのように思っております。

また、基本料金以下の値下げについてありますが、基本料金につきましては水道事業運営に必要な財源を確実に回収しなければならない基本的な収入でありますので、企業団といたしましては安定した供給及び経営を続けていかなければならない責務がありますので、今後の経営状況を見極めますと、現状では厳しいという判断に立っております。

料金値下げの試算、及びその他の事項につきましては事務局より説明をいたします。

○議長（貫井 徹君）

事務局より補足答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

企業長の補足答弁を申し上げます。

まず、料金値下げの試算についてでございますが、ただ今、企業長より現状では厳しいとの答弁がございましたが試算について申し上げます。現行の家事用料金について、基本水量を5[㎡]、基本料金を700円、6[㎡]から10[㎡]までの超過料金を1[㎡]につき140円として試算してみますと、税抜きで約1億4,000万円の減収となります。

先ほど茨城県の料金は関東一高いと鈴木さんの説明がありましたが、参考に申し上げますと、やはり日本水道協会の資料でございます。10[㎡]使った場合の茨城県の平均は1,727円、企業団は1,501円です。15[㎡]使った場合、茨城県の平均は2,687円、企業団は2,604円です。20[㎡]になりますと、平均より企業団が高くなるのですが、10[㎡]、15[㎡]については企業団は県平均より安くなっております。また参考に、全国平均で10[㎡]の場合1,470円です。企業団は1,501円ですからあまり全国平均とも変わらないという現状でございます。

次に、経営検討委員会についてでございますが、このことにつきましては先ほど朝比奈議員の質問でお答えをしたとおりであります。企業団内部の者ばかりでなく、外部の担当者も加えて経営等の改善及びコスト削減を図り、健全な経営体質を構築するために委員

会を立ち上げております。鈴木議員もおっしゃるとおり、コスト削減はどうするのかというご質問でございますが、コスト削減し、黒字になることが出来れば、黒字還元で料金の値下げが出来るのではないかと思います。委員会の検討内容につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますが、県水の契約水量の引き下げの要求、水道料金、また加入金についての見直しなどを行なって参りたいと思います。また委員会と管理者のとりえかたについてであります。委員会はあくまで検討、諮問的な機関でございますので意思決定の最終は管理者会議になると思います。

次に、上下水道料金一元化についてでございますが、内容につきましては現在の企業団規約の共同処理する事務に公共下水道使用料徴収に関する事務を追加する規約の改正をいたしまして、企業団が下水道より委託を受け上下水道料金として一括して徴収事務を行なうものであります。方向性といたしましては、最初に構成市の議会で規約改正の議決をいただき、次に茨城県知事の許可をいただき、その後に企業団給水条例改正の議決、及び使用者に対する周知を行なった上で、上下水道使用料金を同時徴収となります。PRの方法及び発足時期につきましては、これから関係団体と協議をして検討してまいります。またPR等は出来るだけ回数等も多くして長期的に行なって参りたいと思います。また水道料金と下水道料金が一緒になりますので、負担感が増えてなかなか支払いが大変ではないかということでございますが、これについても確かにそのとおりにかと思いますが、うちの方でも埼玉の北本桶川水道企業団が数年前にやはり一元化を実施しており、各市の下水道担当者と企業団の職員で、私も行きましたが、勉強会に行つて参りました。そこではやはり当初料金の負担が大きいものですから2ヶ月分の料金かとかいろいろ苦情が殺到したそうです。その間、PR等をして現在はお客様も納得してそういう問題も無くなったという事です。

よろしく申し上げます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

水道料金の値下げについては、なかなか厳しいという答弁でしたけれども、私ども先輩議員を筆頭に歴史的にこの水道料金の値下げ問題、加入金の引下げ問題に継続的に取り上げて来た経緯がありまして、その時点で試算についてそれなりに基づいて計算センターに依頼をして毎年試算をしていたということが分かりまして、今回お話いただいた基本水量を5^m、700円にした場合ということで1億4,000万円あればそれが出来るという試算が1つ明らかになったと思います。非常に生きることに大変な思いをしている世帯が増えている実態をやはり考え、1日も早い基本水量以下の世帯に対する対応をさらに検討されたいと思います。その辺についてはよろしくお願いをしたいと思っております。

それから下水道と水道の一元化についてなのですが、メリットデメリットを含めまして十分検討をしなければならぬ問題が出てくると思いますので、再質問をしたいと思いません。1つには下水道については法で止めてはいけないとされているけれども、水道は差し押さえが出来ないけれども法的には止めることは出来るというふうに聞いておりますが、一元化になって滞納して水道が止められてしまった場合ですね、水洗トイレは事実上使えなくなるという事態が起きてくるのか、一元化している所でそういう実例があるのかどうか、把握していれば伺いたいと思います。また水道料金の徴収に限った場合ですね、今までの経過の中で滞納によって水道を止めた事例というのがあるのか。もしあるとすれば、件数や内容などについて伺いたいと思います。

3点目に格差社会の進行の中で本当に困っている人で滞納している人もいます。生活困窮者に対する対応ということは考えているのかどうか。生活保護世帯、それに準ずる世帯に対して一元化の対応の中で減免措置をとる考えが無いのかどうか伺いたいと思います。

次に、3市にとってはコスト削減になるということは分かるのですが、県南水道のコスト削減にはどのように繋がるのか、負担金との関係も含めて具体的に伺いたいと思います。

次に、若い世帯はコンビニでの収納ということが、とてもしやすいようですね、下水道の場合ですと市では負担が1件当たり54円ですか、かかるということでかなりコンビニでの対応は出来なかったということがあるのですが、今後一元化されれば可能になるのかどうか、水道との関係で一緒にとすることは当然なると思いますが、確認をしたいと思います。

それから法的な手続、先ほどもお話がありましたけれども議会での議決、規約の改正も含めてどのような順序で進められる予定なのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。業務課長、野口君子さん。

<業務課長、野口君子さん 登壇>

○業務課長（野口君子さん）

鈴木議員さんの2回目の質問にお答えいたします。

1番目の水洗トイレの使用については、一元化になって上水道が未納の場合は給水停止をいたしますので、下水道だけ未納の場合は止めることが出来ません。一元化している所の事例の把握については現時点で把握をしておりませんので、これから調査、検討してまいります。

2番目に水道料金を滞納している使用者に対しては、3ヶ月分滞納すると最初に督促状を発送いたします。督促状で支払いがなかった場合は、次に停水予告を発送しまして期日までに納入がなかった場合は給水停止書を発行して給水を停止しております。給水停止の

実績でございますが、平成17年度の督促状発行件数は12,938件、月平均1,078件。停水予告状発送件数は7,146件、月平均596件、実際に給水停止しました件数は年間349件、月平均30件であります。

それから生活困窮者、生活保護者の減免等についてであります。現在、減免措置は行なっておりません。今後も現時点では考えておりません。

それからコスト削減についてはこれから各関係団体といろいろ協議してまいりますので、その中でいろいろ提案してまいりたいと思います。

それからコンビニの納付についてであります。現在企業団ではコンビニ振込を扱っておりますので、下水道と同時徴収となりますので同じ扱いとなります。

続きまして法的手続き等については先ほど説明したとおりであります。

以上です。

○議長（貫井 徹君）

4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

1点だけ伺います。一元化に当たって、減免措置の検討についての考え方を管理者の方から伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

上下水道一元化に当たっての減免処置の問題でありますが、現時点においては一元化移行に伴っても減免処置ということについてはまだ検討の段階に入っておりません。また考えておりません。

○議長（貫井 徹君）

これで鈴木かずみさんの質問を終わります。

次に6番、茶谷 巖君。

<6番、茶谷 巖君 登壇>

○6番（茶谷 巖君）

牛久市の茶谷 巖でございます。通告により2点のお尋ねをいたします。1点目として下水道料金と水道料金との一元的な徴収についてをお伺いいたします。

このことにつきましては本日の会議の初めに状況報告が行なわれ、さらに同僚議員からも質問がされておりますので、私からは2つの点についてお伺いいたします。1点目は本件の取り組みについての当企業団としての基本的な考え方はどのようなものであるか。そしてそれに取り組む時はどのようなメリットがあるとお考えか、お伺い申し上げます。メ

リットは無いけれども、場合によっては少ないけれども下水道のことを慮って取り組むということではないとは思いますので、要はプラス項目が何かということを具体的にお示し頂ければありがたいと存じます。

2点目は取り組みにおいて現時点で想定される課題と、実際の事業開始の目処をどの時期に置いておられるかをお伺いいたします。ただし、先ほどの鈴木議員の回答もありましたのでこの事業開始の目処については省略していただいても結構であります。私が特に伺いたい点は料金算定の合理性ということに関して、その積算の基礎を水道料金と同一にすること。すなわち、使った水の量を上水道におくことの適切性についての、ユーザーとしての住民の理解についてをお伺いしたいと思います。その他については計算に関わるコンピューターのシステム開発関連、その他それに伴う要員確保等についての課題がどのような展開であるかをお尋ねいたします。

2件目として、漏水事故のてん末と今後の取り組みについてをお伺いいたします。本件についてお尋ねするきっかけは、私の知人からのニュースであります。今年の7月上旬に取手市双葉地域において、水道管より赤く汚れた水が出たので対応について当企業団に申し出たということであります。その折の要望として1つに周辺の影響のある所へは広報活動を行い、状況を知ってもらう取り組みをして欲しいということでありました。2つに汚れた水が出た家庭に対しては、クレームや苦情を申し出た家庭のみ相応の減免措置があると聞いたけれども、知らなかったことで終わった所へはなんらの取り組みは無しということでは、公平性に欠けるのではないかとのことでありました。

については今回のトラブルに関係して、次のことをお伺い申し上げます。1.その経緯、2.その対応状況、3.お詫びと弁償について、4.再発防止対策、5.緊急時における対応システムの改善ということであります。

以上、よろしくお伺いいたします。ありがとうございました。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務次長、関口禎男君。

<事務次長、関口禎男君 登壇>

○事務次長（関口禎男君）

茶谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、下水道料金と水道料金の一元化についてでございますが、下水道使用料は水道の使用水量を基に算出されることから関連性は非常に強く、料金の一元化は水道料金徴収事務の有効活用につながるものと言えます。現在は、上水道料金と下水道料金は別々の団体で徴収しておりますので、使用しておりますお客様は2度支払いに行くという不便さがありますので、上下水道料金徴収を一元化することにより、お客様は1枚の請求書で支払いが出来るという利便性があり、住民サービスにもつながるものと考えております。

次に、現時点の課題についてでございますが、まず料金算定の合理性については下水道の

使用料金を算定する場合は、上水道を使っている世帯についてはその水量の使用量により算定し、地下水を使用している世帯は世帯人数等で算出をしているものであります。上水道の水量を積算根拠とすることは、業務の合理化及び公平性の確保などの点で有効なものであると思われまます。

また、料金計算に伴うコンピューターのシステム等については、専門家の指導を受けて変更をしております。要員の確保につきましては、現在は職員の増員については大変厳しい時期でありますので、業務の合理化及び委託化などにより対応をしております。今後、作業を進めていく上でいろいろな問題が出てくると思われまますので、関係団体等と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、取手市双葉地域の濁水の原因についてでございますが、平成 18 年 7 月 3 日に龍ヶ崎市若柴町のキャッスルマンション前の道路で、口径 450 ミリの鋼管が漏水いたしました。この漏水修理工事をするためには断水地域が広範囲になることから、それを最小限にするため水系を切り替えて送水しました結果、双葉地区等に濁りが発生いたしました。濁り発生地域が予測できなかったため、濁水の連絡のありました水道使用者の方々にはお詫びをし、洗浄していただいた水量の減免措置をとりました。今回の濁水処理の件については対応が良くなかったことを十分に反省し、再発防止策と対応マニュアルをよく研究し、今後はこのようなことが無いように努力をして参ります。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。6 番、茶谷 巖君。

< 6 番、茶谷 巖君 登壇 >

○6 番（茶谷 巖君）

2 回目の質問については漏水事故に関連してのみお尋ねをいたします。

過日の北海道の竜巻事故は大変な出来事であったと思ひますし、数日前は津波情報が報道されました。大変長時間にされておりましたけれども、その警戒時間が過ぎた後、いろいろな所で余波が起きているということも報道されておりました。そういった意味も踏まえまして、どのようなトラブルが起きるか分からないというふうにもお聞きしておりますし、県南水道の歴史的な経緯から見て管のトラブルが発生することは予測されると思ひますので、今後について 2 点ほど要望あるいはご答弁がいただければお願いしたいと思ひます。

1 つはそのような広報活動について広域的にやっていただく、どこに水が出るかも分からないからお気をつけ下さいということ、場合によってはその時はご一報下さいというような緊急対応システムをきちっと作っていただきたい。そして住民が安全に水を飲める、安心して生活が出来るという取り組みを、緊急対応システムを是非確立していただきたいと思ひます。

併せて、先ほどの答弁では若干不十分だったと感じられます減免措置の公平性ということについて、従来電話をかけた方のみとか、知らなかった人にはそのままというのはちょっと気になる部分ですが、今後下水道料金の一元化もありますので、その点についての取り組みについて現時点でご答弁いただければと思いますし、無ければ今後公平性についての取り組みをしていただけるかどうかをよろしくお願いいたしまして、2回目の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

ただ今の茶谷議員さんのご質問にお答えいたします。

広報活動を広範囲にして住民に広く伝えてくださいということですが、今後におきましては断水広報、濁水の広報等その時点でそれなりの対応をして参りたいと思います。また緊急対応についても、漏水修理、地震対策等のマニュアルがございますが、その辺ももう一度見直しをしまして、手抜かりの無いように対応して参りたいと思います。

また減免措置につきましても、濁水があった場合には電話があったお宅にだけ行なうということが現状でしたけれども、これにつきましても漏水工事、断水工事があった場合には濁水は付きものであるもので、その地域を予測しまして電話がありましたらその1軒だけでなく、その付近住民にもお知らせをしたりして、濁水が出た所には公平に対応して参りたいと思います。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。これで茶谷 巖君の質問を終わります。

以上で通告されました一般質問が全部終わりました。これで一般質問を終わります。

○議長（貫井 徹君）

以上で今定例会に付議された日程は全部終了いたしました。平成 18 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会といたします。何かとご多忙のところ議員の皆様、執行部の皆様、説明員の皆様、大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

午後 3 時 56 分 閉 会

○ 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調整せしめ署名する。

平成 年 月 日

茨城県南水道企業団議会
議長

会議録署名議員
議員 4番

議員 5番